



平成 26 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 日本紙パルプ商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 野口 憲三
(コード番号 8032 東証第 1 部)
問合せ先 取締役管理・企画統括
岡崎 昭彦
(TEL. 03-3534-8522)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 28 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 152 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の多角化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的を追加し、所要の変更を行うものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役に適切な人材を確保し、期待される役割が十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の規定に基づき、定款第 29 条（社外取締役との責任限定契約）及び第 39 条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。なお、第 29 条（社外取締役との責任限定契約）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第 2 条（目 的） 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. ～8. (省 略) (新 設) <u>9.</u> (省 略)	第 2 条（目 的） 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. ～8. (現行どおり) <u>9. 発電および電気の供給・売買</u> <u>10.</u> (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第 3 条～第 28 条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 3 条～第 28 条 (現行どおり)</p> <p><u>第 29 条 (社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>
<p>第 29 条～第 37 条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 30 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p><u>第 39 条 (社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>
<p>第 38 条～第 45 条 (省 略)</p>	<p>第 40 条～第 47 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日

以 上